

緊急保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証)の概要

対象

- 指定業種に属し、売上減少または転嫁困難について市区町村長の認定を受けた中小企業者

効果

- 2億8千万円(うち無担保8千万円)まで別枠で保証可能
- 責任共有制度の対象外(保証協会が100%保証)

期間

- 10月31日から1年半。この間、約6兆円の利用を想定。

◆対象業種は3ヶ月に1回の見直し。

◆金融審査に当たって中小・小規模企業の経営実態を十分勘案するよう基本方針を提示(中小企業庁→信用保証協会連合会→各保証協会)

例:2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。

◆信用保証協会や金融機関の対応に不満や疑問があれば、経済産業局等の「緊急相談窓口」で聴取・対応。